

# 「滑川市食育推進条例」の概要

## 1 制定の背景及び趣旨

近年、食生活をめぐる環境が大きく変化し、その影響が顕在化しており、栄養の偏りや不規則な食事などによる肥満や生活習慣病等の増加、地域の伝統的な食文化の衰退、食の安全性への不安など様々な問題が生じています。このような状況を改善し、生涯にわたる心身の健康と豊かな人間性を育むため、国は、平成17年7月に「食育基本法」を制定し、平成18年3月には「食育推進基本計画」を策定しております。

本市においても、次世代を担う子どもたちが、豊かな人間性を育み生きる力を身に付けていくためには、なによりも「食」が重要と考えており、市と市民の皆さまが一体となって食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本条例を制定するものです。

## 2 今後のスケジュール

- ・ パブリックコメントによる意見の募集 1月5日(水)～31日(月)
- ・ 議案提出 3月定例会

## 3 条例の骨子

### 【前文】

食生活をめぐる環境が大きく変化し、肥満や生活習慣病など様々な問題が生じている。

次世代を担う子どもたちが、生涯にわたって健全な心と体を培うための食習慣が重要であることから、食育の推進が求められている。

### 【第1章 総則（第1～6条）】

#### (目的)

食育推進に関する基本理念等を定め、市と市民が一体となって食育に関する施策を総合的・計画的に推進すること。

#### (定義)一食育

様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を培い、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。(その他「食」「地産地消」「事業者」等を定義)

#### (基本理念)

- ①生涯にわたる健全な食生活の実現
- ②自然の恩恵や人々の活動に対する感謝の念の醸成等
- ③地域の特性に応じた食育推進活動の実施
- ④子どもたちに対する食への積極的な取り組み
- ⑤食に対する様々な体験活動の実践
- ⑥日本の食文化や地域性を生かした食生活に配慮し、地産地消の推進
- ⑦食の安全性に関する情報提供

## (市の責務)

- ①食育推進のための施策を総合的に策定・実施
- ②市民への普及啓発
- ③食育に対する財政措置

## (市民・事業者の役割)

健全な食生活の実践と市の施策への協力

## 【第2章 食育推進計画 (第7条)】

### (食育推進計画)

食育の基本方針・目標・施策を定めた推進計画の作成 (滑川市食育推進計画)

## 【第3章 基本的施策 (第8条～14条)】

### (家庭における食育の推進)

正しい食習慣の確立

### (保育所、幼稚園、学校における食育の推進)

指導体制・指導内容の充実や体験活動の実施

### (地域、職域における食育の推進)

ボランティアの養成と育成、関係機関との連携による食育の普及啓発活動の推進

### (生産者と消費者との交流の促進)

生産者と消費者との交流の促進や調和のとれた食料の生産・消費の促進

### (地産地消の促進)

市内で生産された農林水産物の学校給食における利用の促進

### (食文化の継承のための支援)

伝統的な食文化の継承

### (食育の推進に関する普及啓発)

関係者相互の意見交換等による食育の普及啓発

## 【第4章 推進体制 (第15条～第22条)】

### (推進会議)

食育基本法に基づく滑川市食育推進会議の設置(25人以内)

### (所掌事務)

食育推進計画の策定及び実施